回数券カード取扱規則　目次

第１条　この規則の目的
第２条　変更
第３条　定義
第４条　用語の意義
第５条　適用範囲
第６条　契約の成立時期および適用規定
第７条　制限または停止
第８条　発売箇所
第９条　種類および発売額と発売範囲
第10条　様式
第11条　回数券カードの使用条件
第12条　使用の制限
第13条　券面表示運賃額が乗車区間の運賃に満たない場合
第14条　回数券カードが使用できない場合
第15条　効力
第16条　改札機による改札を受けずに乗車した場合
第17条　旅客が取扱区間外に乗車する場合の取扱方
第18条　回数券との引換方法
第19条　無効となる場合等
第20条　不正使用等の旅客に対する旅客運賃・増運賃の収受等
第21条　再発行
第22条　払戻し
第23条　任意による旅行中止
第24条　回数券カード誤引換え時の取扱い

20250119

回数券カード取扱規則

2025.1.19　　現在

【この規則の目的】

第１条　この規則は、阪急電鉄株式会社(以下、「当社」という)線内で利用可能な回数券カードによる当社線の旅客の運送等について、合理的な取扱方法を定め、旅客の利便性向上と円滑な利用の促進を図ることを目的とする。

【変更】

第２条　当社が定める規則は、社会情勢の変化その他の合理的必要性がある場合は、契約の目的に反せず、かつ、相当な範囲において、変更できるものとする。

２　前項によるこの規則の変更に際しては、変更後の内容と適用開始日を、駅、インターネットその他相当の方法であらかじめ公表するものとし、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとする。

【定義】

第３条　回数券カードとは、ストアードライドシステム(回数減算方式)対応のカードであって、駅相互間を乗車の目的で改札機によって入出場する場合、または駅において券売機により普通券サイズの回数券(以下、「回数券」という)に引き換える場合に使用できる証票をいう。

２　特別割引用回数券カードとは、次の各号いずれかの規定による運賃割引を適用し発売する回数券カードをいう。

⑴　身体障害者運賃割引関連規則

⑵　知的障害者運賃割引関連規則

⑶　精神障害者運賃割引関連規則

【用語の意義】

第４条　この規則における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

⑴　「当社線」とは、当社第一種鉄道線をいう。

⑵　「改札機」とは、磁気化した乗車券または回数券カード等を改札する装置をいう。

【適用範囲】

第５条　回数券カードによる当社線の旅客の運送等については、この規則の定めるところによるものとする。

２　この規則に定めのない事項については、当社旅客営業規則(以下、「営業規則」という)等の定めるところによる。

【契約の成立時期および適用規定】

第６条　回数券カードによる旅客の運送等の契約は、所定の運賃を支払い、当該回数券カードの交付を受けたときに成立する。

２　前項の定めによって契約が成立したとき以降における取扱いは、別段の定めをしない限り、すべてその契約が成立したときの定めによる。

【制限または停止】

第７条　旅客の運送の円滑な遂行を確保するため、必要があるときは、回数券カードの発売駅、発売枚数、発売時間、発売方法の制限もしくは発売の停止または乗車区間、乗車経路、乗車方法を制限することがある。

【発売箇所】

第８条　回数券カードは、当社線駅設置の券売機で発売する。

【種類および発売額と発売範囲】

第９条　回数券カードの種類および発売額は、回数券に準ずる。ただし、発売範囲は、当社線内に限る。

【様式】

第１０条　回数券カードの様式および利用時の印字方法は、当社が定める。

【回数券カードの使用条件】

第１１条　回数券カードの使用条件は、次の各号のとおりとする。

⑴　回数券カードは、旅客が当社線内の駅相互間を乗車の目的で改札機の改札を受けて入場し、改札機から出場する場合に、当該乗車区間に有効な回数券として使用することができる。

⑵　前号の場合、入場時に乗車駅情報を磁気記録して、残回数を１回分減算する。ただし、回数券カード券面表示運賃額が乗車駅から降車駅までの普通運賃相当額に満たない場合は、不足運賃を精算のうえ出場することができる。

⑶　前各号の場合、大人用回数券カード１枚をもって、大人１人の使用に限るものとする(小児用回数券カードを使用する場合は、同カードをもって小児１人の使用に限る)。ただし、大人用回数券カードから、大人１回使用として残回数を減算することを承諾して使用する場合は、小児が使用することもできる。

【使用の制限】

第１２条　次の各号のいずれかに該当する場合は、回数券カードを改札機に直接投入して使用することができない。

⑴　出場時に回数券カードの券面表示運賃額が、入場した駅からの普通運賃相当額に満たない場合

⑵　回数券カードの破損、改札機の故障または停電等により、回数券カードの磁気情報の処理が不能となった場合

【券面表示運賃額が乗車区間の運賃に満たない場合】

第１３条　前条第１号の規定により、出場時に回数券カードの残回数が、入場した駅からの普通運賃相当額に満たないため、回数券カードを直接改札機に投入して使用することができない場合は、旅客は精算機で現金等を併用して精算することができる。

【回数券カードが使用できない場合】

第１４条　回数券カードは、次の各号のいずれかに該当する場合は使用できない。

⑴　入場時に回数券カードの残回数がない場合

⑵　改札機による改札を受けずに乗車する場合

⑶　乗車以外の目的で駅に入出場する場合

⑷　回数券カードが違法または不正に取得された場合

⑸　その他、回数券カードが使用条件に基づいて使用されない場合

【効力】

第１５条　回数券カードの効力は、次の各号に定めるとおりとする。

⑴　回数券カードの通用期間は、回数券と同様に営業規則第 62 条(「乗車券の通用期間」)に定めるところによる。

⑵　回数券カードの利用は、カード裏面(印字面)に記載された使用可能回数までとする。

⑶　その他、効力については、回数券に準ずる。

【改札機による改札を受けずに乗車した場合】

第１６条　第 14 条の規定にかかわらず、旅客が改札機による改札処理を受けずに入場し、降車時に当該旅客の旅行開始駅が判明しない場合は、営業規則第 97 条の規定を準用する。

【旅客が取扱区間外に乗車する場合の取扱方】

第１７条　回数券カードで改札機により入場した後、他社駅で出場する場合には、当該他社駅で全乗車区間の片道普通運賃を現金等で収受するとともに、駅名日付印を押印のうえ、有効証明書を交付する。ただし、精算機等により当社ならびに他社乗車区間に対する不足運賃相当額を収受することができる他社駅で出場する場合は、この限りではない。

【回数券との引換方法】

第１８条　同行する旅客のある場合には、当社線内設置の券売機において、当該回数券カードと同内容(券面表示運賃額)の回数券に引き換えることができる。ただし、引き換えた回数券の通用期間は引換当日のみとする。

２　前項の規定により回数券に引き換えた場合、回数券カードからは、回数券引換枚数に相当する残回数を減算する。

【無効となる場合等】

第１９条　回数券カードは、営業規則第 71 条の定めに該当する場合、無効として回収する。

２　偽造、変造および不正に作成された回数券カードを使用した場合、または使用しようとした場合は、前項の定めを適用する。

３　回数券カードがその使用条件に基づいて使用されなかった場合は、無効として取り扱う。

【不正使用等の旅客に対する旅客運賃・増運賃の収受等】

第２０条　旅客が前条の規定に該当する場合の取扱いは、回数券に準ずる。

【再発行】

第２１条　旅客は、回数券カードの盗難または紛失等による再発行の請求はできない。

２　前項の規定にかかわらず、回数券カードの破損等によって改札機での入出場および回数券との引換えまたは精算が不能となった場合には、その原因が故意または過失によると認められる場合を除き、当該回数券カードと同内容(残回数、券面表示運賃額ならびに通用期間等)の回数券カードを交付することがある。

３　前項の規定により、回数券カードを再発行する場合は、次の各号のとおりとする。

⑴　当該回数券カードが未使用の場合は、当該回数券カードの券面表示内容と同等の新しい回数券カード交付し、当該回数券カードを回収する。

⑵　当該回数券カードが使用されている場合は、残回数を確認のうえ、当該回数券カードの券面表示内容と同等で、かつ同じ残回数の新しい回数券カードを交付し、当該回数券カードを回収する。

⑶　当該回数券カードの券面表示内容および残回数が確認できない場合は、再発行の取扱いをしない。

【払戻し】

第２２条　回数券カードの払戻し方法は、回数券に準ずるものとする。

２　回数券カードで引き換えた回数券の払戻しは、現金で行う。また、この場合、係員は引換えに用いた原カードの呈示を求めることができる。

【任意による旅行中止】

第23条　旅客は、回数券カードを使用して入場した後、途中駅で旅行を中止して旅行開始駅から出場しようとする場合は、旅行開始駅において途中駅までの往復運賃を現金等で支払い、当該回数券カードと同内容(券面表示運賃ならびに通用期間等)となる１回分の回数券の再発行を受けなければならない。

２　旅客は、回数券カードを使用して入場した後、乗車しないで同一駅で出場する場合は、当該駅において入場料金相当額を現金等で支払った後、当該回数券カードと同内容(券面表示運賃額ならびに通用期間等)となる１回分の再発行を受けなければならない。

【回数券カード誤引換え時の取扱い】

第24条　第18条の規定により引き換えた回数券が、旅客の誤引換えによると認められる場合、当社が定める様式の証明書に、誤引換回数券を貼付し有効証明を行う。

２　旅客は、有効証明を受けた誤引換回数券を使用する場合、前項により有効証明を受けた証明書と原券回数券カードを呈示するものとする。
ただし、この取扱いは、貼付された当該回数券が旅客より呈示された原券回数券カードから引き換えられたことを確認できた場合に限るものとする。